

議案第9号

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月27日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

二宮町生涯学習センター運営審議会の組織を廃止することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成12年二宮町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条から第6条までを削り、第7条を第3条とし、第8条から第21条までを4条ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正）
- 2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。  
別表第1生涯学習センター運営審議会委員の項を削る。  
（二宮町生涯学習センター駐車場条例の一部改正）
- 3 二宮町生涯学習センター駐車場条例（平成12年二宮町条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第3条の2中「第10条」を「第6条」に改める。  
第6条第6号中「第11条」を「第7条」に改める。

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用の許可等)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p><u>(センター運営審議会)</u></p> <p>第3条 センターに二宮町生涯学習センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p><u>(審議会の所掌事項)</u></p> <p>第4条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) センターの運営に関すること</p> <p>(2) 複合施設を構成するセンター及び二宮町図書館に共通する事項の調整に関すること</p> <p>(3) 二宮町における生涯学習の推進に関すること</p> <p><u>(委員の定数)</u></p> <p>第5条 審議会委員（以下「委員」という。）の定数は、8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p>第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第7条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用時間)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(使用料の納入)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用時間)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(使用料の納入)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>(使用料の不返還)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(目的外使用及び転貸の禁止)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(入場の制限)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(広告類の掲示禁止)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(物品販売行為等の禁止)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(原状回復義務)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p>	<p>(使用料の不返還)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(目的外使用及び転貸の禁止)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(入場の制限)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(広告類の掲示禁止)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(物品販売行為等の禁止)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(原状回復義務)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p>

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
職名		報酬額		職名		報酬額	
(略)				(略)			
個人情報保護審査会 委員	専門委員	〃	10,000円	個人情報保護審査会 委員	専門委員	〃	10,000円
	一般委員	〃	6,200円		一般委員	〃	6,200円
環境審議会委員	専門的知識を有する 学識経験者	〃	10,000円	生涯学習センター運営審議会委員		〃	6,200円
	その他の委員	〃	6,200円	環境審議会委員	専門的知識を有する 学識経験者	〃	10,000円
(略)					その他の委員		〃
(略)				(略)			

二宮町生涯学習センター駐車場条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休場日)</p> <p>第3条の2 駐車場の休場日は、二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成12年二宮町条例第6号) <u>第6条</u>に定める生涯学習センターの休館日とする。</p> <p>(料金の免除)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、料金を免除することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例<u>第7条</u>に定める生涯学習センターの使用時間内に生涯学習センターを使用する者が使用するときの最初の1時間</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(休場日)</p> <p>第3条の2 駐車場の休場日は、二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成12年二宮町条例第6号) <u>第10条</u>に定める生涯学習センターの休館日とする。</p> <p>(料金の免除)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、料金を免除することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例<u>第11条</u>に定める生涯学習センターの使用時間内に生涯学習センターを使用する者が使用するときの最初の1時間</p> <p>(7) (略)</p>